

# 一般社団法人神奈川県広告美術協会 会計運用内規

第1条 本内規は、協会の財務委員会【総務・財政部会】が所管する協会会計の運用について定める。

第2条 本内規は、会計運用の正確と健全化を期して定めるものとする。

第3条 協会の財政は会計理事が統括し、会計理事の指示によって事務局が経理並びに出納の処理を行う。

第4条 出納については、出納簿に記入を的確に行うと共に、所定の伝票に記入し、原則として会計理事・会長又は専務理事の検印を受けるものとする。

第5条 出納処理のうち、支出についての専決処理は次の範囲に定める。

(1)事務局専決は一般管理費のうち旅費交通費、渉外交際費、一般需用費、雑費とする。ただし、これら科目の支出についても一件の金額が30,000円を超えるものは、あらかじめ会計理事の承認を得なければならない。

(2)会計理事専決は、一般管理費のうち人件費、会議費、賃貸費、減価償却費、予備費とする。

(3)事業費の支出については、いずれも理事会の承認を得たものに限り、会計理事、会長あるいは専務理事の承認を得てから行うものとする。

第6条 事務局専決を除く他の支出については、原則として一定の支払日に、所定の手続きを経て、処理するものとする。

第7条 事務局は、いつでも会計理事あるいは監事等から会計状況について開示を求められたときは、これに応じられるよう常に整えておかななければならない。

第8条 運用にあたって、疑義の生じるものについては、会計理事と三役の合議を要し、必要と認めるものについては、理事会の承認を得るものとする。

附則

本内規は、平成25年4月1日から適用する。